

総合センター施設利用上の注意

※必ずお読みください！

- 1 施設利用を希望する方は、「借用申込書」により手続きをして下さい。
- 2 利用当日に利用簿に御記入下さい。
- 3 利用終了後は、「総合センター利用簿」の最終確認事項を点検して御記入のうえ、本会担当者の点検項目の確認を得て下さい。
- 4 総合センター施設の利用時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。
- 5 電源利用の電化製品等を持ち込み利用する場合は、事前に申し出て下さい。
- 6 建物・備品を損傷、又は紛失した場合は利用者が弁償して下さい。
- 7 発火・爆発物その他の危険物の持ち込みは、禁止します。
- 8 会議室の壁等には、貼り紙をしないようにして下さい。
- 9 机・椅子を移動した場合には、終了後、元に戻して下さい。
- 10 利用後は、トイレ・洗面所等の利用箇所を清掃して下さい。
- 11 弁当等その他の持ち込み物品（ゴミ）については、外の所定の場所に置いて下さい。
- 12 電灯・冷暖房を利用した場合は、利用後消すようにして下さい。



* 駐車場について

- ・東門入口側から順に駐車して下さい。
- ・西側駐車場においては前向きに駐車して下さい。

◆以上の注意事項を厳守して下さい。利用上の注意を遵守しない場合は、その旨を通知し、以後の貸出を見合わせます。

公益財団法人山形県学校給食会
総務課